

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学動物実験に関する規則（平成24年度室工大規則第22号。以下「動物実験に関する規則」という。）第7条第2項の規定に基づき、室蘭工業大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、動物実験に関する規則第4条各号に定めるところによる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が関係法令等に適合していることの審査に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 教育訓練の内容及び体制に関すること。
- (5) 動物実験の実施状況等に係る自己点検及び評価に関すること。
- (6) その他動物実験の適正な実施に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事又は副学長のうちから学長が指名する者
- (2) 動物実験及び実験動物に関する専門的知識を有する者のうちから学長が指名する者 若干名
- (3) その他学識経験を有する者のうちから学長が指名する者 若干名

(任期)

第5条 前条第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、研究協力課が行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月4日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則施行後、最初の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成28年度室工大規則第71号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年度室工大規則第120号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度室工大規則第73号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。